平成２２年（フ）第２３３０号
京都市上京区西堀川通丸太町上る上堀川町134番地　堀川岡本ビル203号
債務者　石井美津恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３５号
愛知県豊田市小坂町７丁目80番地三九朗病院、住民票上の住所愛知県豊田市山之手６丁目３番地１　サンシティ山之手104号
債務者　西田　正子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
広島県呉市阿賀南４丁目５番25号
債務者　海生　由紀
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４５号
広島県呉市川尻町久俊３丁目２番38号
債務者　武崎　淑恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３号
広島県呉市焼山宮ヶ迫２丁目２番23―202号
債務者　田丸　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４８号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分3431番地１
債務者　香月まなみ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５６号
佐賀県鹿島市大字音成甲2645番地
債務者　小野原みふね
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2518番地　６－１
債務者　古賀　文人
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2518番地　６－１
債務者　古賀　教子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1225番地
債務者　齊藤　昌寛
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地１―129号、前住所兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目29番地　みずほマンション202号
債務者　大平まさ子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９９号
徳島県徳島市中昭和町１丁目18番地の１
債務者　久保　義治
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１９号
徳島県徳島市名東町３丁目547番地の３
債務者　佐尾山公子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２１号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長99番地７、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長99番地８
債務者　山田　千晃
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２３号
徳島県板野郡上板町西分字山崎32番地
債務者　岡本由香里
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５７号
徳島県吉野川市山川町川田428番地
債務者　犬伏　史治
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７３号
徳島市八万町夷山229番地　プレステージ八万Ｂ202号室
債務者　田中　　歩
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
福島県郡山市愛宕町３番13号　バルミー郡山224号
債務者　藤間　克彦
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係